

(5) 将来の財政負担 健全化判断比率

健全化判断比率は問題なし

自治体の財政破たんを未然に防ぐことを目的として、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」が平成19年6月に公布されました。

自治体の財政に影響を及ぼすすべての会計を対象に「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4つの指標（健全化判断比率）を用いて自治体財政の健全度を判断します。指標が早期健全化基準以上の自治体は財政健全化計画、財政再生基準以上の自治体は財政再生計画を策定し財政の健全化を目指さなければなりません。

【参考】総務省の公表によれば、令和3年度決算で早期健全化基準以上の団体は1,788団体中1団体（北海道夕張市）だけでした。

	地方公共団体の財政の健全化に関する法律		令和4年度決算に基づく 足立区の健全化判断比率
	早期健全化基準	財政再生基準	
実質赤字比率	11.25%	20.00%	—（問題なし）
連結実質赤字比率	16.25%	30.00%	—（問題なし）
実質公債費比率	25.0%	35.0%	△3.8%（問題なし）
将来負担比率	350.0%		—（問題なし）

⇒ 4つの指標全てが基準を下回っており、区財政の健全度に問題はありません。

ア 実質赤字比率（黒字のため「—」表示）

- （ア）一般会計等の赤字の大きさを地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものの
- （イ）足立区の令和4年度決算に基づく一般会計の実質収支は130億円の黒字

イ 連結実質赤字比率（黒字のため「—」表示）

- （ア）全会計の赤字の大きさを地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものの
- （イ）足立区の令和4年度決算に基づく全会計（一般会計・国民健康保険特別会計・介護保険特別会計・後期高齢者医療特別会計）の実質収支は164億円の黒字

ウ 実質公債費比率（△3.8%）

- （ア）借入金返済額（公債費）の大きさを地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものの
- （イ）足立区の令和4年度決算に基づく実質公債費比率は△3.8%（2年度：△4.07969%、3年度：△4.09917%、4年度：△3.46738%の3年間の平均、小数点以下第2位切捨て）

エ 将来負担比率（算定数値がマイナスのため「—」表示）

- （ア）現在抱えている負債の大きさを、地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものの
- （イ）足立区の令和4年度決算に基づく将来負担額は、区債の現在高、債務負担行為による支出予定額、退職手当支給予定額などの合計で531億円
- （ウ）積立金現在高や国が定めた額など将来負担額から控除される額の合計は2,609億円
- （エ）将来負担額と将来負担額から控除される額の差し引きは△2,078億円